

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 耕土培養地域の指定
- 通信地図の修正測量の実施
- 精神衛生吏員の証の交付
- 右の返納
- 森林法に基づく森林区施業計画案について
- 土地の買収令書交付不能一覽表の取消
- 国民健康保険法に基づく条例制定認可
- ◇公告 昭和二十九年度児童福祉施設保母試験の合格者

告示

鳥取県告示第五百二十号

耕土培養法（昭和二十七年法律第二百三十五号）第三条
第一項の規定により昭和二十九年度耕土培養地域として
次の町村を指定する。

昭和二十九年十月二十二日

鳥取県知事 西尾愛治

計画面積

指定町村名	計画面積
西伯郡天津村	四〇町
法勝寺村	三〇町
上長田村	五〇町
東長田村	二〇町
八頭郡船岡町	三〇町
大村	三〇町
東伯郡羽合町	三〇町
米子市	六〇町

鳥取県告示第五百二十一号

昭和二十九年度第三、四半期における通信地図の修正測
量を次のとおり実施する旨広島郵政局長から通知を受け
た。

昭和二十九年十月二十二日

鳥取県知事 西尾愛治

測量地域 日野郡大宮村、山上村、阿昆縁村。

東伯郡東郷町、気高郡青谷町、日置村。
測量期間 昭和二十九年十月十一日開

鳥取県告示第五百二十二号

精神衛生法（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十七条の規定による精神衛生吏員の証を次の者に交付した。

昭和二十九年十月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

勤務箇所 職 名 氏 名 番号 備考

郡家保健所 鳥取県技術吏員 澁谷 泰彦 五

鳥取県告示第五百二十三号

次の者から精神衛生法（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十七条の規定による精神衛生吏員の証の返納があつた。

昭和二十九年十月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

勤務課所 職 名 氏 名 番号 備考

元郡家保健所 鳥取県技術吏員 島田 哲郎 五

鳥取県告示第五百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七条第一項の規定により鳥取県E基本計画区の森林区施業計画案を次の場所において公表する。

昭和二十九年十月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 西部地方事務所

二 鳥取県農林部林務課

鳥取県告示第五百二十五号

昭和二十九年四月鳥取県告示第五百十三号をもつて公示した次の土地に対する農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第五十条第三項の規定による買収令書交付に代る公示を取消する。

昭和二十九年十月二十二日

一 土地 鳥取県知事 西 尾 愛 治

東伯郡由良町大字由良宿字二子塚

二、〇七五―二番地 三反一二四

二、〇七五ノ三番地 一反八〇六

二 所有者

東伯郡由良町大字由良宿 齊尾 正人

鳥取県告示五百二十六号

国民健康保険を行っている次の村に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基く条例制定を認可した。

昭和二十九年十月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 国民健康保険を行う村 八頭郡丹比村

一 認可年月日 昭和二十九年九月三十日

公 告

昭和二十九年年度兒童福祉施設保母試験に次の者が合格した。

昭和二十九年十月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

（鳥取市）

松島育子、六浦菊恵、岩田つる子、坂本初枝、松本千

久江、門田弘子、森田登貴子、河本昭子、矢部弘子、

吉村伸子、岡野那々子、中川淳子、岡本壽恵、浪花政

子、鶴戸口末子、広岡和子、横野せつ子、鉄本慶子、

田中悦枝、福政恵美子、小椋正子、西村妙子、沢秀子、

中津富士、古場富子、西垣礼子、水垣京子

（岩美郡）

西山美恵子、有松好子、井本斐子、谷口晴江、仲野泰

代

（八頭郡）

西尾節子、林喜美子、春菜須美江、宮本契子、松尾君

代、里田千鶴子、円井裕子、西尾豊子、坂田和子、谷

口美和子、藤岡定江、高橋喜久江、三好香里子、大田

